

2022年度埼玉県の施策並びに
予算編成に対する重点要望・提案

2021年10月19日

日本共産党埼玉県委員会

日本共産党埼玉県議会議員団

2021年10月19日

埼玉県知事 大野 元裕 様

日本共産党埼玉県委員会 委員長 荻原 初男
日本共産党埼玉県議会議員団 団長 柳下 礼子

新型コロナウイルス感染症の国内感染者数が171万人を上回り、死者は1万8千人、本県においても1000人をこえ、まさに戦後最悪の大災害となる中、奮闘してこられた知事をはじめ職員の皆様には心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

「PCR検査を広げると医療崩壊が広がる」という科学無視の姿勢と、「中等症以下の患者は自宅療養」という自己責任論への固執でここまで感染を広げたことは、安倍・菅自公政権の大失政といえます。このような国の悪政のもとにあつて、地方自治体の役割は、県民を感染から守り、暮らしを立て直すための防波堤となることです。国まちとなることなく、専門家の意見に耳を傾け感染症対策を進めていくことを求めます。

また、世界各地で、異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などが起きており、気候危機は緊急に解決しなければならない問題です。わが党は9月に気候危機を打開するために、30年度までに温室効果ガスを50～60%削減する「2030戦略」を発表しました。本県においても、思い切った削減目標を掲げ、行動すべきです。

熱海の痛ましい土砂災害から、本県が学ぶべきことは少なくありません。気候危機による大豪雨、予想される巨大地震など災害への備えは常時求められています。党県議団は「災害犠牲者を一人もださない」という決意のもと、被災者支援・減災の取り組みを提案していきます。

感染症・気候変動など危機的な世界の動きの一方で、今、「フラワーデモ」「#Me Too」運動など、多様性が保障されたジェンダー平等社会を求める大きな波が広がっています。大野知事が一般質問で示されたジェンダー平等への意気込みを高く評価するとともに、さらに前に進めていきたいと考えます。

以上のことから、来年度の予算編成にあたっては「Ⅰ、新型コロナウイルス感染症収束へ」「Ⅱ、気候危機打開」「Ⅲ、災害から県民の命を守る」「Ⅳ、ジェンダー平等・多様性尊重の社会へ」「Ⅴ、そのほかの重点要望」という章立てを行い、合計197項目の要望をまとめました。

大野知事おかれましては、知事の公約である「誰一人取り残さない」県政の実現という政治姿勢を今後も貫いていただくよう期待するものです。

目次

I、新型コロナウイルス感染症収束へ・・・・・・・・・・ p 1

II、気候危機を打開するために・・・・・・・・・・ p 3

III、大規模災害から県民の命を守る・・・・・・・・・・ p 3

IV、ジェンダー平等・多様性尊重の社会へ・・・・・・・・ p 5

V、そのほかの重点要望・・・・・・・・・・ p 5

I、新型コロナウイルス感染症対策収束へ

※以下の施策は基本的にコロナ収束までの要望です。

1、ワクチン接種の推進と一体にPCR検査の拡充を

- ①高齢者・障害者入所通所施設職員への定期的なPCR検査をコロナが収束するまで継続して行うこと。
- ②定期的なPCR検査をコロナが収束するまで高齢者・障害者入所・通所施設以外の福祉施設職員、学校、保育所、放課後児童クラブ等の職員にも実施すること。
- ③施設感染防止のために、一人でも感染者が出た場合、迅速にその集団全員のPCR検査を実施すること。陽性者が複数にのぼるなどクラスター発生の恐れがある場合は、ただちにCOVMA T投入をすすめること。
- ④PCR検査から結果判明までの時間短縮を図ること。そのために検体採取と検査処理能力の拡充を図ること。
- ⑤「診療・検査医療機関」への助成を再び実施すること。

2、保健所体制整備と医療体制整備・経営危機への支援を

- ①保健所機能を強化するため、保健師はじめ人員を大幅に増員すること。
- 23 保健所と4支所を県の責任で復活させること。とくに管内人口の多い朝霞保健所と狭山保健所の分割を急ぎ、所沢保健所を設置すること。
- ②緊急に県内の医療機関の経営実態調査を行うと同時に、現場の声を聴取すること。新型コロナウイルス感染症の影響により減収となっている医療機関への支援を行うこと。
 - ③「特殊勤務手当」について他県のようにすべての医療従事者に支給できるようにすること。
 - ④医療機関に対する情報提供・周知徹底は、医師会などの所属団体に関わらず行うよう配慮すること。
 - ⑤県総合リハビリテーションセンターに感染患者のため設けられた16床については、身体障害者に限定されているが、知的・精神障害者も対象とすること。また、他の医療機関にさらに増床すること。
 - ⑥透析患者がコロナに罹患した場合は入院が不可欠である。コロナの治療と人工透析治療の両方を行う必要があることから、病床確保と合わせて人工透析設備も確保すること。

3、社会福祉施設の感染予防対策強化を

- ①経営への打撃を受けている介護事業者などの施設に対して、融資だけでなく財政支援を行うこと。
- ②マスク、消毒薬、ゴム手袋などの衛生用品を購入した際の財政的支援をコロナが収束するまで引き続き行うこと。物資の確保を支援すること。
- ③感染リスクを抱えながら活動する介護福祉士やヘルパー、保育士、放課後児童クラブ支援員などの社会福祉施設で働く方への慰労金支給を支給すること。
- ④感染症予防を徹底しながら安心して保育できるよう、県として独自の人員加配を行うこと。
- ⑤感染疑いのある障害者施設入所者が必要な期間療養できる場所を確保すること。
- ⑥スクールサポートスタッフ新型コロナ特別枠の補助金を復活すること。

4、中小企業への支援強化で、感染防止と経済発展の両立を

- ①全業種に対しての支援金である持続化給付金、家賃支援金を再び支給するよう国に強く働きかけること。
- ②「外出自粛等関連事業者協力金」は国の「月次支援金」を満額支給されている事業者としているが、満額支給でない事業者にも対象拡大すること。
- ③県として国に国民健康保険の傷病手当金を、個人事業主やフリーランスに拡大するよう求めるとともに、当面は県が市町村を支援し、実施すること。

5、県内雇用を守るとともに、生活困窮者への支援強化を

- ①県内の経済団体や大企業に雇用責任を果たすよう求めるとともに、特別融資の要件として、雇用の維持を明記すること。
- ②県税の支払猶予や減免を更に拡大すること。県ホームページのトップページに「税金の納税猶予・減免について」をのせること。
- ③県の奨学金返済猶予制度について、コロナ禍の影響で大幅に減収となった人の返済猶予制度を創設すること。
- ④コロナ禍で家族が減収になった看護学生のための奨学金を創設すること。埼玉県内で就労する場合、返済免除とすること。
- ⑤コロナ禍の影響による生活困窮者支援について、「貸付」ではなく、「給付」を行うこと。また行政と支援団体との連携による相談体制の整備を行うこと。
- ⑥生活福祉資金の総合支援金・特例緊急小口資金貸しつけ事務を急ぐこと。
- ⑦ひとり親家庭の実態について、調査し把握すること。コロナ禍の中でひとり親家庭に食糧支援や特別給付を実施すること。
- ⑧生理用品については各自治体とも連携して高校だけでなく、小中学校のトイ

レに配備すること。

6、芸術・文化の振興のために

①県文化芸術活動応援金（仮称）制度を創設し、新型コロナ対策の文化・芸術活動の支援を行うこと。また応援金（仮称）への県民の寄付など積極的に協力を呼び掛けること。

②コロナが収束するまで県主催のWeb上イベントを開催し、個人・グループの映像作品を発信して、出演料を支払うなど、支援と普及を行うこと。

7、DV・児童虐待防止のために

①コロナ禍で、DV（ドメスティックバイオレンス）や子どもの虐待相談が増える傾向にある。DVや虐待に対する相談窓口やワンストップ支援センターなどの相談・支援体制を緊急に拡充し、緊急避難先＝シェルター（ホテル・公共施設など）を確保すること。

②新型コロナ感染対策本部にジェンダー平等の視点で発言できる人を加えること。女性の参加を増やすこと。市町村の対策本部にも女性の参加を増やすよう呼びかけること。

Ⅱ、気候危機を打開するために

1、2050年カーボンゼロを目指し、建物、運輸等あらゆる方面においてCO₂削減が進むよう、再生可能エネルギーの発電目標、省エネ目標をもって、県の取り組みを抜本的に強化すること。

2、県としてゼロエミッション（排出ゼロ）宣言を行うこと。

3、優良な小規模再生可能エネルギー事業へ資金を融資し、自然災害などで失敗した時には、返済を免除する収益納付型補助金制度を創設すること。

4、木材利用の拡大は脱炭素社会の実現に資する。公共建築物の木材利用促進や民間での利用促進を関係機関と協力して行うこと。

Ⅲ、大規模災害から県民の命を守る

1、流域全体を対象とした治水対策を

①堤防強化、河道掘削、樹木伐採など河川改修、調節池や調整池・遊水池の整備など流域全体を対象にした治水対策にとりくむこと。

②荒川第2、第3調節池による上流部の水位上昇が心配されている。堤防強化などの対策を行うこと。

③上尾市平方無堤地区の堤防設置を進めること。

④ J R川越線堤防のかさ上げを早期実施すること。

2、コロナ禍での複合災害に備える

①自宅療養中のコロナ患者が避難するために県と市町村が連携すること。

②避難所における感染防止に実効性ある対策が求められている。(仮称)「埼玉災害時感染制御支援チーム」の創設をすること。

③コロナ禍と自然災害の複合災害に備え、あらかじめ十分な数の避難所の確保や感染症対策用の備蓄が行われるよう市町村を支援すること。

3、被災者の避難と生活再建に全力をあげるために

①防災関連情報が県民に確実に届くよう、市町村と連携すること。特に防災無線の個別受信機を全市町村で配布するために、県として支援すること。

②発災前後のいち早い災害救助法適用のために同法施行令第1条第1項第4号規定を積極的に活用すること。

③スフィア基準などを参考に指定避難所の最低基準を定めること。

④災害救助法に基づく住宅応急修理制度について。損壊した住宅を被災者が発災直後に修理をした場合も適用されるよう、災害救助法の適用は、発災時に遡及すること。

⑤災害時また小さな自治体は職員数も少なく、多数の事務連絡・通知が届く中で混乱を極める。住民にいち早く支援のメニューを周知できるように、支援マニュアルや県職員の応援派遣で支援すること。

⑥被害認定を機械的に行わず、「住宅が住めなくなったら全壊とする」など住宅の実情に沿った柔軟な対応をすること。

⑦埼玉県被災者安心支援制度に見舞金制度を創設すること。

⑧被災事業者や被災農業者への支援制度について。制度の周知や実施事務を急ぐとともに、被災者にわかりやすい相談窓口を設置すること。

⑨危機管理防災部職員と県土整備事務所職員の増員を図ること。

4、障害者・高齢者などの要配慮者への支援を

①障害者施設災害復旧のための国の補助金には4分の1の法人負担があるが、この法人負担をできる限り減らすよう県として力を尽くすこと。

②避難行動要支援者名簿、個別計画の作成のために市町村を支援すること。

③浸水想定区域に立地する社会福祉施設の避難計画について早急に策定するよう働きかけること。避難訓練も定期的実施するよう支援すること。

④災害時、透析施設へは水・電気を優先的に供給するようなマニュアルを作成し、十分配慮すること。

5、浸水想定区域の設定にあたって

- ①開発にかかわる貯留施設等の必要対策量をさだめた埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例について、集中豪雨の時代にふさわしく見直すこと。
- ②市街化調整区域の開発にあたって、市街化区域への編入など都市計画決定を行う際に、浸水想定を十分考慮すること。

6、土砂災害を防ぐために

国の「重点点検対象箇所」の 461 カ所の他にも土砂崩落が危惧されるなどの情報が寄せられた場所についても点検をしっかりと行い、県として対策を講じること。

7、県防災計画の見直しを

- ①豪雨災害の減災目標を「死亡者ゼロ」と宣言すること。
- ②富士山などの大噴火による降灰被害への対処方針を明記すること。

Ⅳジェンダー平等・多様性尊重の社会へ

- ①男女の賃金格差はジェンダー平等にとって要の課題である。県として男女賃金格差の実態把握を進めること。
- ②来年度の県職員の人事において、女性職員の幹部への大幅登用を進めること。中でも、副知事や部長級職員の女性登用、抜擢をすすめること。
- ③性暴力被害者の支援のために病院拠点型ワンストップ支援センターを設置すること。
- ④県として同姓パートナーシップ制度の導入を検討すること。
- ⑤「LGBTQ」が安心して生活でき、働くことのできる環境づくりを推進すること。
- ⑥各市町村に配偶者暴力相談センターを設置すること。

Ⅴ、そのほかの重点要望

【企画財政部関係】

- 1、冊子「埼玉の基地・基地跡地」を復刊すること。
- 2、基地対策担当の職員を増やすとともに、県内の米軍基地・自衛隊基地の情報把握に努めること。
- 3、陸上自衛隊大宮駐屯地内の化学学校での毒ガスの生産・研究について情報

収集するとともに、さいたま市とともに事故発生時の対応に万全を期すこと。

4、米軍横田基地におけるオスプレイの飛行情報などを、県としても監視・調査を実施すること。

【総務部関係】

1、職員について

①全国一少ない職員数を増員し、災害や感染症パンデミックに備えられる人員体制を整備すること。

②県採用の会計年度任用職員の時給を1500円に引き上げること。

2、税徴収について

①納税者から納付困難の申し出があったときは納税緩和制度の説明を十分に行い、積極的に活用できるようにすること。

②「徴収の猶予」申請は納税者の権利であり速やかに受理し、申請に当たっては国税庁の通達「納税の猶予等の取扱要領」に基づき処理を行うこと。

③滞納処分にあたっては、憲法・税法・国税庁通達などの法令等を遵守したガイドラインを作成すること。鳥取県児童手当の差し押さえ訴訟の判決を十分に尊重し、滞納整理にあたること。

④市町村の税務職員を対象とした研修会には、国税長官通達の「税務運営方針」を盛り込み、賦課徴収に関して「国税徴収法精解」の内容を取り入れ、「取り立て」に偏重した徴収業務にならないようにすること。

⑤市町村が分割納付の際に法的根拠のない「納税誓約書」を強要しないよう指導すること。また、それを盾にした徴収をやめること。

【県民生活部関係】

1 男女共同参画センター「With You さいたま」の相談員の正規化をすすめること。

2、埼玉会館（大ホール・小ホール・会議室）において時間制限なしでWi-Fiがつかえるようにすること。

3、埼玉県平和資料館の学芸員や職員を増やし、展示内容を充実すること。指定管理者制度をあらため、埼玉県の直営に戻すこと。

4、消費生活相談員の処遇改善と研修支援（費用補助）を、県と市町村が連携して進めること。

【危機管理防災部関係】

1、新入職員の研修が一年遅れとなっていることから消防初任教育研修を必要

な職員が受けられるよう県消防学校として改善すること。

【環境部関係】

- 1、太陽光発電施設の適正な設置を進めるための法整備を国に求めるとともに県としても条例を制定すること。
- 2、プラスチックの削減に向け、事業者及び県民への啓発をさらに行うこと。
- 3、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）を推進するため助成制度を創設すること。

【福祉部関係】

1、生活困窮者への支援を

- ①自宅にエアコン等のない65歳以上の高齢者のみ世帯、障害者、要介護度4以上の方がいる世帯、就学前の子どもがいる世帯、生活保護世帯にエアコン等冷房機器購入のための制度を創設すること。
- ②生活保護利用者の転居は原則「移管」として取り扱い、保護が断たれることのないよう徹底すること。移管先福祉事務所による不適切な拒否事例が起らないようにすること。
- ③高齢世帯、高齢単身世帯などは、民間賃貸住宅であっても契約できないケースが相次ぎ、命にかかわる事態になっている。解決に向けた対策を講じること。
- ④フードバンク団体が行っている食料品等の受け渡し実務（とくに一時保管と輸配送）に掛かる費用の支援を検討すること。

2、放課後児童クラブ・保育所について

- ①放課後児童クラブ・保育所の職員の給与アップのための補助金制度を創設すること。
- ②「安心・元気！保育サービス支援事業費補助交付金」「放課後児童健全育成事業費補助」の加配分の補助要綱を見直し、中核市も対象にすること。
- ③市町村の大規模放課後児童クラブについて、40人での分離・分割が可能となるよう、「分割計画」の提出を進めること。
- ④放課後児童クラブの支援員の常勤・常時複数体制を進めるための県単事業について、公立を含むすべての施設が対象となるように拡充すること。
- ⑤「放課後児童支援員等処遇改善等事業」並びに「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の積極的な活用を市町村へはたらきかけること。
- ⑥公立保育所整備費・運営費の一般財源化を見直し、補助金にもどすこと。
- ⑦保育士のキャリアアップのためのオンライン研修を増やし、一層の充実を図ること。

3、障害者、高齢者施設について

- ①障害者、高齢者施設職員の給料を上げるための補助金制度を創設すること。
- ②障害者入所施設について 約 1600 人の待機者解消のために整備計画を作成し整備すること。入所施設整備について障害者団体や法人との協議検討の場をもうけること。
- ③重症心身障害児(者)及び医療的ケア児について 富士見市・ふじみ野市・三芳町で実施している訪問看護師が学校に付き添う制度がひろがるように、各自自治体へ財政的支援をおこなうこと。
- ④地域支援生活事業費等補助金は補助率どおり交付すること。
- ⑤県総合リハビリテーションセンターは独法化しないこと。また医師確保に努めること。

4、児童虐待対策について

- ①児童相談所を増設すること。相談員はじめ人員増を着実に実施すること。一時保護所の増設を図ること。
- ②子どもを虐待から守るため、児童家庭支援センターの増設すること。
- ③子どもアドボケイトの養成と派遣を行うこと。

5、外国人未払い医療費対策事業について

- ①補助対象を外来診療にも広げること。
- ②医療機関の未収金回収への支援とあわせ、補助金の算定基準を見直し、拡充すること。

【保健医療部関係】

1、医師・看護師不足解消のために

- ①県立循環器呼吸器病センターを附属病院とする、県立大学医学部を創設できるよう、国に医学部定員増を求めること。
- ②県立病院機構から県内の医師不足に悩む医療機関へ積極的に医師派遣を行うこと。
- ③医師確保のために医学生奨学金の対象人数を拡充すると同時に、臨床研修医と後期研修医の研修資金貸与制度拡充を行うこと。
- ④経営状況が困難な准看護学校・看護専門学校等のへ財政的支援を行うこと。
- ⑤県の看護師等育英奨学金貸与制度、私立高等学校等父母負担軽減事業、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸し付け制度等について、貸し付け額の増額や返還免除（県内で5年間従事する事による）など、貸し付け条件の緩和を行うこ

と。

2、公立・公的医療機関等の再編統合計画は撤回するよう国に求めること。

3、乳幼児・ひとり親・重度心身障害者医療費助成制度等について

①乳幼児医療費助成制度の対象年齢を中学生まで、拡大すること。

②重度心身障害者医療費助成制度について、対象を精神障害手帳2級まで拡大すること。所得制限を撤廃すること。

③身体障害者手帳を持たない69歳以下の初期患者も関節リウマチの薬剤治療ができるよう補助金を創設すること。

4、在留難民申請中であり仮放免中の外国人の医療費自己負担軽減を実施すること。

5、国民健康保険について

①国保への国費1兆円の投入で、均等割を廃止するよう国に求めること。

②均等割の廃止を国に求めること。

③国保法44条一部負担金減免、77条国保税減免の拡充と周知を行うこと。

6、医師が補聴器の使用が必要と認定した加齢性難聴者に補聴器購入の助成制度を創設すること。

7、県の動物指導センターのシェルター機能を拡充すること。

【産業労働部関係】

1、埼玉県の99%を占める中小企業を支援するため、「埼玉県中小企業振興条例」の具体化を図ること。

2、制度融資の「責任共有制度」の廃止を国に求めるとともに、滞納や高齢を理由とした貸し渋りを防止するよう金融機関に対する県の指導を強めること。

3、県として住宅・店舗リフォーム助成制度を創設すること。

【農林部関係】

1、米価暴落対策を国に求めるとともに県としても販路拡大、飼料用米への転換などの対策を行うこと。

2、農家への所得補償、価格補償を行うよう国に求めること。

3、農林試験研究機関職員の増と農業普及支援員を増やすこと。

- 4、家族農業・自給的農業への支援策を進めること。
- 5、「ゲノム編集技術」を活用した食品については、取り扱い事業者による生産・流通段階での徹底した管理を前提に、消費者が正しく選択するための表示を義務づけるよう、国に求めること。
- 6、豚熱、鳥インフルエンザの感染予防体制の確立のための予算を増額すること。
- 7、埼玉県指定旧跡「三富開拓地縦割り遺跡」であり、日本農業遺産としても認定された「三富新田」の循環型農業の推進と環境保全活動を活性化すること。

<市町村から>

小川町飯田・笠原地区、飯田地区・炭鉱跡地、中爪地区内洞沢に計画されている太陽光発電設置は、許可しないこと。

【県土整備部関係】

- ①県道の歩道の整備等を進めること。
- ②県管理河川の土手上の道路の除草を環境に配慮しつつ行うこと。またその回数を増やすこと。
- ③県道の冠水対策 貯留池をつくるなど改善策をすすめること。排水路や用水路の浚渫をすすめること。

<市町村から要望事項>

所沢市

- ・中富4丁目の三芳町道は通学路となっている。県が責任をもって早急に調査を行い、安全対策を講じること。
- ・さいたまふじみ野所沢線「並木通り団地入口」航空公園駅方面行きバス停の歩道が狭い。歩行者安全確保のため、歩道の拡幅を行うこと。

深谷市

- ・深谷新戒地内の県道45号本庄妻沼線の拡幅を行うこと。
- ・県道62号深谷寄居線の深谷駅近くの寄居街道第4踏切の歩道の整備の促進すること。

行田市

- ・忍川河川改修事業の行田市内部分を早期整備すること。
- ・行田市南河原地区に計画されている一般県道行田市停車場酒巻線（新道）第3工区の早期整備を行うこと。

上尾市

- ・第2産業道路さいたま菖蒲線（原市2区交差点近く 原市1097-5・1094～南）歩道の水たまりを改善すること。
- ・第2産業道路さいたま菖蒲線（上尾市原市1-18 さいたま市境）交差点の路面の凸凹の改修を行うこと。
- ・県道51号線上尾市平方1713-1。開平橋から上尾市消防本部西消防署平方分署周辺の区間の区画線（センターライン、サイドライン）が消えているので、整備をすること。

ふじみ野市

- ・新河岸川の水害を減らすため、九十川合流点下流の川崎地区の左岸に大規模調整池の整備し、寺尾調節池は川越江川の雨水が新河岸川に放流できないときの排水先としての機能を優先できるようにすること。

川口市

- ・芝川（旧芝川）・豎川・緑川・綾瀬川のへドロ対策・水質浄化などで、緑化・親水事業の促進を図ること。
- ・川口市が管理する江川・前野宿川・辰井川は貯水池を設置し、水害・治水対策を進めてきたところであるが、埼玉県が管理する毛長川に合流することから市と連携をはかり、県としてさらに河川改修を強化し、川口地域の水害対策に取り組むこと。
- ・県道越谷川口線の赤山周辺地域（SR新井宿駅～首都高速川口線下赤山交差点まで）の歩道拡幅を進めること。
- ・県道越谷川口線の桜町小学校前歩道が高低差が激しいので改善をすること。
- ・県道さいたま鳩ヶ谷線、石神1194以降戸塚地域方面にかけて近隣小学校への通学路について歩道の整備をすすめること。
- ・安行地域の県道金明町鳩ヶ谷線の歩道の確保及び整備に努めること。
- ・国道122号を含む本町ロータリーの改修工事について住民への説明と合意形成に努めるとともに交通安全対策を進めること。

志木市

国道254バイパス延伸について

- ・国道463から県道さいたま東村山線での部分開通は中止すること。
- ・部分開通のための県道さいたま東村山の道路拡幅事業により、用地交渉が始まった。提案された金額では商売が続けられないと同意に至っていない。商売

が続けられるよう保証を行うこと。

- ・少しでも騒音を抑えるために防音壁の設置すること。
- ・振動は基準をこえていないため対策はされない。24 時間振動に悩まされることになるのではないかと心配の声が出ている。地盤改良などの対策を行うこと。
- ・5か所の横断歩道橋が予定されているが高齢者や障害者のためにエレベーターの設置を。

【都市整備部関係】

1、県営住宅について

- ①県営住宅建設5か年計画を策定し、公営住宅への需要の多い県南地域や県西部地域など、都市部での公営住宅の建設や建て替え増築、借り上げによる増設を重点的に進めること。
- ②高齢者用・単身用県営住宅を増やし、エレベーターを設置すること。
- ③県営住宅の空室はできるだけ早急にリフォームして次の入居者を公募すること。リフォーム後に入居する世帯が安心して生活できるよう、瞬間湯沸かし器、風呂、換気扇、インターホン、網戸、ガス台など生活する上で最低限の付帯設備を据えつけること。
- ④親から子への入居承継は、障害者や高齢者の場合認められるが、病気・失業など要件を緩和すること。倍率に応じて地域によっては認めること。
- ⑤期限付き入居制度について、期限中に60才を超える場合は、期限なく入居を認めること。
- ⑥県営住宅への入居の際、保証人は不要となったが、連絡先の印鑑証明も不要とすること。

2、公園について

- ①川越水上公園の遊具を増やすこと。
- ②上尾運動公園のテニスコートを人口芝のオムニコートにすること。
- ③上尾運動公園の体育館にエアコンを設置すること。

【企業局関係】

県水道用水については市町村の要望をよく聞くこと。

【教育委員会関係】

- 1、国に先がけて小学校の少人数学級を進めるとともに、中学校2年、3年にも少人数学級を導入すること。
- 2、県「学力・学習状況調査」は廃止すること。

- 3、高校における演劇鑑賞教室への支援強化を行うこと。
- 4、子どもたちや保護者を心身ともに支えるため、小中高すべての学校に養護教諭を複数配置し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも一人ずつ配置すること。
- 5、県立学校の普通教室、体育館、特別教室、給食調理室に空調を設置すること。
- 6、子どもの安全を守るため、老朽化した校舎や体育館・プール・グラウンドなどの改修・補強・耐震化、雨漏り対策、トイレの改修等を早急にすすめること。各学校からの要望をていねいに聞き、緊急性の高いところから順次進めること。
- 7、特別支援学校の教室不足・過密解消のため計画的に学校建設を進めること。
- 8、特別支援学校のスクールバスの密を解消し、乗車時間を短縮するためにスクールバスの増便をはかること。医療的ケアを必要とする子どもたちが、スクールバスを利用できるようにすること。
- 9、医療的ケア児に対し、保護者が授業中付き添わなくてすむようにすること。そのために看護師等の増員を行うこと。また助成制度を創設すること。
- 10、学校給食の無償化を進めること。
- 11、高校における教育費及び就学支援に関して
 - ①「入学料・授業料減免制度」「奨学のための給付金制度」などについて、生徒・保護者・教職員に周知し、必要な生徒が漏れなく制度を利用できるようにすること。
 - ②「埼玉県高等学校奨学金制度」については「給付型」の奨学金制度とすること。また返還猶予の制度に年収による基準を設けるなどの改善を行うこと。
 - ③県立学校の生徒に1人1台のタブレットを配備すること。
 - ④「公立学校教員の1年単位変形労働時間制」を条例化しないこと。
- 12、正規教職員を増やし、教員の未配置・未補充を早期に解決すること。また教員の増員を図ること。
- 13、定数内の臨時的任用教職員を本採用教職員に切り替えていくこと。同一校継続など臨任教員にも正規教員と同様に認めること。
- 14、教員研修は自主研修を基本とし、県教委が実施主体の年次研修（5年経験者研修、20年経験者研修）を廃止すること。
- 15、教育事務所による指導課訪問は、学校からの要請を実施理由としているが、学校側からの要請はなく、教育事務所が作成した日程に従って学校が引き受けるものになっている。学校は全教員に指導案をもとにした研究授業や公開授業を求め、研究集録作成を求めため、負担は大きい。現場の大きな負担となっている教育事務所による指導課訪問は廃止すること。

16、公立夜間中学について

- ①生徒の個別の事情に柔軟に対応できる教育となるよう予算を確保し教員を増やすこと。
- ②各市町村との調整に県が責任を果たすこと。自主夜間中学や先進自治体など長年の経験を活かすために市民の自主的な活動団体との意見交換・連携が十分にとれるよう県が積極的に役割を果たすこと。夜間中学の周知や希望する全ての人々への広報など県として支援すること。

【県警本部関係】

- 1、交通事故防止のためにも、横断歩道の補修、信号機の設置予算を大幅に増やすこと。
 - ①市道仁志町領家町線の西川口地区の信号設置など安全対策を進めること（川口）
 - ②三芳町道幹線1号線と幹線20号線が交差するT字路は、大型車両など交通量も増加し事故も発生しており、信号機を設置すること。（所沢）
 - ③さいたまふじみ野所沢線「並木通り団地前」交差点の南側（航空公園側）横断歩道を、北側に移設すること。（所沢）
 - ④県道56号線ふじみ野市緑ヶ丘1丁目、くら寿司のある交差点に歩行者信号の設置を（ふじみ野）
 - ⑤信号機の設置（特に越谷吉川線栄町1327地先、吉川松伏線川野橋交差点・吉川高校横断歩道）。
 - ⑥川口市視力障害者福祉協会からの要望の音声信号設置を進めること（川口）
 - ⑦仮称川口北警察署建設（2024年度～）に向けて近隣住民に対し、住民説明はもとより、騒音対策、交通安全対策等を行うこと。（川口）
 - ⑧国道254延伸にあたっては歩者分離信号の設置を。（志木）